

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

2016年度通常総会 議案書

日時：2016年5月29日（日）午後2時～3時

会場：国分寺労政会館 第一会議室（地下1階）

目 次

第一号議案	2015年度事業報告承認について・・・・・・・・・・	2
第二号議案	2015年度決算報告及び監査報告承認について・・・・・・・・	7
第三号議案	2016年度事業計画決定について・・・・・・・・・・	11
第四号議案	2016年度活動予算決定について・・・・・・・・・・	14
第五号議案	特定非営利活動促進法の改正等に伴う定款の変更について・・・	16

第一号議案 2015年度事業報告承認について

1 資料・情報の収集・整理、保存、提供事業

(1) 共同保存図書館の準備作業

2015年度は、(株)カーリル(代表:吉本龍司氏)とすすめてきた、バーチャル共同保存図書館の共同研究が形を成してきた年であった。年度当初の通常総会後には共同研究の中間報告会「多摩デポ×カーリル共同研究報告—ビッグデータで見えてくる多摩地区の図書館—」を行ない、研究の概要を会員に説明した。その後一年研究を続け、3月21日には共同研究中間報告会「ここまで進んだバーチャル共同保存図書館～開発中の新システムを体験してみよう～」(国分寺労政会館、34人参加)を開催し、成果である「多摩デポ・所蔵確認ツール(仮称)」を公開した。まだISBNが付与された図書に限るが、多摩地域の全公立図書館の所蔵データから、任意のタイトルの所蔵館名や所蔵冊数を瞬時に確認できるシステムとなった。会場では参加者に、用意したPCや集めてきた蔵書を使い自由に検索・確認してもらい、意見を伺った。多くの方の好評と共に、さらに加えたらいいアイデアや希望などをいただいた。

開発の過程では、新システムによって得られる結果と東京都立図書館の統合検索を使って手作業で得られた検索結果との照合と検証を行ない、システムに修正も加えてきた。現段階で課題となっていることは、システムの問題よりも付与されているISBNの精度や桁数(10桁と13桁が存在する)の問題などである。このことも踏まえ今後は、東京都市町村立図書館長協議会との協議・調整を行い、各図書館での蔵書管理や除籍作業に日常的に使われ、多摩地域で最後2冊以下のタイトルが確実に保存されるようになることを期待している。一方で共同研究は、ISBNが付与されていない資料の同定識別の方法の検討にも入りつつある。

一方、続けてきた多摩デポの横断検索重複調査事業については、2015年度は依頼してくれる自治体がなく、ボランティアを募り作業を行うこと、それを通じてノウハウを蓄積し、伝えていくことはできなかった。

新都立多摩図書館の建設工事が進みつつあり、開館後の書庫の運用が、市町村立図書館の共同保存の受け皿となっていくか、関係者と意見交換を続けており、次年度に引き継いでいく。

(2) 図書館資料の里親探し(多摩地域各図書館の余剰資料の有効活用のための交換斡旋)

里親探し事業についての案内の改訂版を作成した。各図書館へ配布したが、問合せや依頼は無かった。

2 情報・読書・図書館に関する講座・講演会の企画運営事業

(1) 通常総会後の中間報告会の実施

日時:5月17日(日)午後3時20分～4時40分(午後2時～3時 2015年度通常総会 開催)

会場:国分寺労政会館第一会議室(参加:27名)

内容:「多摩デポ×カーリル共同研究報告—ビッグデータで見えてくる多摩地区の図書館」

報告者:吉本龍司氏((株)カーリル代表)、齊藤誠一(多摩デポ理事)

従来の外部講師を招いての講演会ではなく、前年度秋より開始していた共同研究の中間報告会を行ない、研究の現状と今後の見通しを報告した。会場では、多摩地域の蔵書の多様性、ビッグデータぶりの一端を新たな方法で図示し説明できた。内容に対して時間が不足気味で、データ収集・解析の方法とそこから見えた内容、今後の課題・可能性について、駆け足で概略を示すにとどまった。会員に

研究パートナーの吉本龍司氏を紹介し、研究事業への理解を促すことができた。

(2) 多摩デポ講座

①第23回(9月29日)「多摩で35年間、出版社をやってきた一地域に根ざした出版活動について聞く」

講師：清水定氏(けやき出版会長)

会場：立川市柴崎学習館(参加：19名)

けやき出版は活発な出版活動を継続され、今では多摩地域で代表的な地域出版社となっている。創業35周年を迎えるが、清水定氏はその大半の時期を引っ張ってこられた。そんな清水会長のお話という企画ゆえの参加者があったが、残念ながら現役の図書館職員の参加はなかった。長期にわたり社長を勤められ、若い世代の社長に交代したばかりのタイミングで、意義のある講演会にすることができた。

②第24回(12月14日)見学会「一橋大学経済研究所資料室・附属社会科学統計情報研究センター資料室&一橋大学附属図書館」

会場：一橋大学(参加：17名)

三施設を丁寧な説明と案内付きで見せていただいた。経済研究所資料室には、日本・世界経済の動向に関する実証的資料が系統的・網羅的に収集・集積されており、その質と量に圧倒された。入り口脇には同研究所所長を勤めた故都留重人氏のメモリアルコーナーがあり、「戦後70年記念企画展示」資料にも接することができた。社会科学統計情報研究センター資料室には、明治維新以降の日本経済の各種統計・調査資料が収集されているが、特に戦前の各地方等のなまの資料が整理・保存されており、個別の資料を手にして読み出すと足が止まった。附属図書館では歴史ある建物の閲覧スペースを一巡し、別に設置されている保存施設の運用の現状などを伺うことができた。

さまざまな現物資料の持つ力とそれを維持する施設の重みと努力の一端を再認識した見学会であった。

③第25回(2016年2月27日)「紙の本は、滅びない」

講師：福嶋聡氏(ジュンク堂難波店店長)

会場：国分寺労政会館(参加：60名)

書店員の仕事に根差した立場から、以前から出版文化について、そして最近では紙の本と電子書籍の関係、出版・書店と図書館の関係、書店でのブックフェアの自由などについて、活発に発言されている福嶋聡氏を招いた。多摩地域の図書館関係者や市民に限らず、他の地域からも、また出版関係の方や新聞報道で講座を知った方など、多様で大勢の方が参加された。お話は闊達で多岐にわたったが、図書館の事業や図書館蔵書の保存という課題に深いところで励ましと示唆をいただいた。

(3) 東京都多摩地域公立図書館大会への協力・参加

平成27年度東京都多摩地域公立図書館大会が、多摩市立関戸公民館(ヴィータ・コミュニネ)を会場に2月2日~4日に開催された。今年度は資料保存をテーマとして取り上げた分科会がなく、入り口で「第25回多摩デポ講座」「共同研究 中間報告会 ここまで進んだバーチャル共同保存図書館」開催と『多摩デポブックレット』紹介のチラシを配布するにとどまった。

(4) 図書館関係団体の集会等への参加

パシフィコ横浜（横浜市）で開催された第 17 回図書館総合展のスピーカーズコーナーにおいて、11 月 11 日に堀渡理事が「公立図書館の資料保存と除籍を考える」と題した小講演を行った。

3 図書館業務にかかわる調査研究事業

(1) 東京都立多摩図書館移転構想の分析・研究・提言

新たな都立多摩図書館の建設工事が国分寺市泉町 2 丁目内で進行中である。2016 年 8 月末の竣工で 2017 年 1 月に開館予定と発表されている。未だその運営の詳細は明らかになっていないが、閉架書庫の収容能力は 285 万冊（立川市の現都立多摩図書館は 103 万冊、都立中央図書館 208 万冊）に増加するとされている。このことは東京都および都内の公立図書館事業総体の積み上げの成果として、都立図書館の機能の強化として、重要なことと思われる。これからの広域図書館行政として、長期的な視点に立ち、合理的・効率的な共同保存書庫としての活用が期待される。

多摩デポ理事長は都立中央図書館企画経営課を訪問し意見交換を行ってきた。この間の多摩デポの活動、多摩地域各市町村立図書館の書庫のひっ迫と、東京都市町村立図書館長協議会の共同利用図書館検討プロジェクトの動きを伝え、新都立多摩図書館が共同保存事業を検討・実施されることへの期待等について伝えた。

(2) 東京都市町村立図書館長協議会への研究協力

二年半にわたる調査・検討をまとめつつあった、東京都市町村立図書館長協議会の「多摩地域における共同利用図書館検討プロジェクト」に対し、多摩デポから研究の情報提供を行ってきた。

7 月 15 日には同図書館長協議会の定例会に、多摩デポ理事長が（株）カーリルの吉本龍司氏と共に出席し、共同研究の方法、見えてきた可能性を説明した。

4 印刷物の発行等による普及啓発事業

(1) 機関紙およびパンフレットの発行

『多摩デポ通信』は第 35 号～38 号までを発行し、年 4 回の定期刊行を行った。『多摩デポパンフレット』を改訂し、2016 年 2 月版を発行した。

(2) 『多摩デポブックレット』の発行

2012 年度通常総会パネルディスカッション「多摩の共同保存のいままでとこれから」の記録と資料集の編集を行った。

(3) ホームページの維持

イベント情報を中心に最新情報の更新・提供に努めた。

すぐに動ける協力者が見つからず運営体制が十分でないため、懸案となっている分かりやすいサイト設計への再検討やデータ遡及入力は着手できなかった。

5 メーリングリストの活用

事務局からの発信が中心で、会員同士が情報発信の場として活用してもらう機会はそれほど多くない状況である。一方で、事務局が8月13日に発信した「陸前高田市立図書館郷土資料修復動画 配信開始」のトピックには、他県の会員からのコメントが複数寄せられた。動向に関心をお持ちの方が全国におられることを再確認できた。

6 会員の拡大

東京都多摩地域公立図書館大会でのチラシ配布(2月2日、3日、4日)等を通じてPR活動を行った。何人か会員の逝去が続いたこともあり、また退職等を機に退会されるなど、漸減する傾向にある。

7 東日本大震災被災図書館への支援活動

東日本大震災被災図書館の蔵書の再構築や資料保存の取組みに多摩デポのノウハウが役立つケースがあるかどうか、引き続き情報収集を行い状況把握に努めた。

津波被害が甚大であった地域では、まちづくり計画が進みつつあり、仮設図書館で活動中の図書館の再建計画が具体化してきている。2015年度は、陸前高田市立図書館について会員からの相談があり、レファレンス本と児童書の寄贈計画について、調整を進めた。

8 多摩デポ関係のマスコミ報道、書評等

<2015年>

- 4月 『出版ニュース』 4月上旬号 p37 情報区
「ブックレット10号『図書館連携の基盤整備に向けて』
- 5月 『カレントアウェアネス』 E No. 281 2015.05.21 齊藤誠一
「共同保存図書館実現に向けた多摩デポとカーリルの共同研究」
- 6月 『みんなの図書館』 6月号 6 p60-61
「ほん-本-Book『図書館連携の基盤整備にむけて』」津田恵子（〔図書館問題研究会〕福岡支部）
- 7月 『出版ニュース』 7月上旬号 p4-9
「ビッグデータで見えてくる多摩地域図書館」吉本龍司
- 9月 『情報の科学と技術』 9月号 p397-403
「公共図書館の蔵書構築と共同保存事業—各館書庫からの除籍をどのように進めていくか？」堀渡
- 10月 『情報の科学と技術』 10月号 p430-433
「データ分析を用いたサービス品質の管理—カーリルのデータ分析活用事例から」吉本龍司

<2016年>

- 2月 福嶋聡コラム『本屋とコンピュータ』(161回)「多摩デポ講座『紙の本は、減びない』について」人文書院ホームページ.2016-2.

<http://www.jimbunshoin.co.jp/rmj/honyatocomputer161.htm>

『出版ニュース』2月下旬号 p34-35 情報区

「多摩デポ講座『紙の本は、減びない』

3月 INTERNET Watch. 2016-03-31

“ニュース: オープンデータの活用で、地域の図書館が所蔵する貴重な1冊を効率的に保存” http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20160331_750964.html

4月 『出版ニュース』4月下旬号 p4-9

「新都立多摩図書館の中に共同保存図書館機能を！～図書館とのコラボを提案」
座間直壯

※【読売新聞多摩版コラム「週刊たま手箱」】に、「NPO 法人共同保存図書館・多摩」として執筆

- ・2016年3月2日 「蔵書検索はタイムマシン」 (堀 渡)
- ・ 4月13日 「図書館に聞いてみよう」 (田中ヒロ)

第二号議案 2015年度決算報告及び監査報告承認について

書式第13号（法第28条関係）

2015年度 活動計算書（案）

2015年4月1日から2016年3月31日まで

特定非営利活動法人 共同保存図書館・多摩

（単位：円）

科 目		金 額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	465,000	5,000×93名団体 2,000×(40名団体44口)
	賛助会員受取会費	88,000	
2	受取寄附金		
	受取寄附金	235,527	235,527
3	事業収益		
	(1)情報・読書・出版・図書館に関する講座 ・講演会の企画・運営事業収益	36,250	ブックレット売上
	(2)印刷物の発行等による普及啓発事業収益	84,530	
	(3)その他事業収益	0	
4	受取利息	261	261
5	雑収益	9,178	9,178
	経常収益計		918,746
II	経常費用		
1	事業費		
	(1)人件費		
	給料手当	0	第7～10号当年度原価
	人件費計	0	
	(2)その他経費		
	諸謝金	55,685	
	印刷製本費	4,410	
	ブックレット印刷製本費	26,900	
	会議費	21,850	
	旅費交通費	28,720	
	通信運搬費	80,860	
	消耗品費	21,777	
	地代家賃	240,000	
	租税公課	0	
	支払手数料	160	
	雑費	2,582	
	その他経費計	482,944	
	事業費計		482,944
2	管理費		
	(1)人件費		
	給料手当	0	
	人件費計	0	
	(2)その他経費		
	印刷製本費	1,650	
	会議費	19,700	
	旅費交通費	23,514	
	通信運搬費	69,726	
	消耗品費	6,405	
	水道光熱費	34,745	
	地代家賃	120,000	
	租税公課	0	
	研修費	0	
	支払手数料	9,550	
	その他経費計	285,290	
	管理費計		285,290
	経常費用計		768,234
	当期経常増減額		150,512
III	経常外収益		
	経常外収益計		0
IV	経常外費用		
	経常外費用計		0
	税引前当期正味財産増減額		150,512
	法人税、住民税及び事業税		77,400
	当期正味財産増減額		73,112
	前期繰越正味財産額		1,600,036
	次期繰越正味財産額		1,673,148

2015年度 計算書類の注記(案)

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
刊行物(ブックレット)を取得時の原価で評価します。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却します。
- (3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスについては、特に会計上の処理や財務諸表への表示は行いません。
- (4) ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理
ボランティアによる役務の提供については、特に会計上の処理や財務諸表への表示は行いません。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によります。

2 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	資料・情報 の整理 提供事業	講座・講演 会の企画・ 運営事業	調査研究 事業	印刷物の発行等による 普及啓発事業		事業部門計	管理部門	合計
				通信等	ブックレット			
I 経常収益								
1. 受取会費							553,000	553,000
2. 受取寄附金							235,527	235,527
3. 受取助成金等						0	0	0
4. 事業収益		36,250			84,530	120,780		120,780
5. その他収益		0			0	0	9,439	9,439
経常収益計	0	36,250	0	0	84,530	120,780	797,966	918,746
II 経常費用								
(1) 人件費								
給料手当								
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
諸謝金		55,685				55,685		55,685
印刷製本費	360	450	0	3,450	26,900	31,160	1,650	32,810
会議費	14,150	7,700	0	0	0	21,850	19,700	41,550
旅費交通費	0	20,000	5,546	2,600	574	28,720	23,514	52,234
通信運搬費	4,070	8,098	0	67,576	1,116	80,860	69,726	150,586
消耗品費	0	4,384	0	17,393	0	21,777	6,405	28,182
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	34,745	34,745
地代家賃	0	120,000	0	100,000	20,000	240,000	120,000	360,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0
研修費	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	160	160	9,550	9,710
雑費	280	2,302	0	0	150	2,732	0	2,732
その他経費計	18,860	218,619	5,546	191,019	48,900	482,944	285,290	768,234
経常費用計	18,860	218,619	5,546	191,019	48,900	482,944	285,290	768,234
当期経常増減額	△ 18,860	△ 182,369	△ 5,546	△ 191,019	35,630	△ 362,164	512,676	150,512

2015年度にかかる未払法人税 77,400

3 用途等が制約された寄附金等の内訳
 用途等が制約された寄附金等はありません。

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産 車両運搬具 什器備品						
無形固定資産						
投資その他の資産 敷金	30,000	0	0	30,000		30,000
合計	30,000	0	0	30,000		30,000

5 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計	0	0	0	0

6 役員及びその近親者との取引の内容
 役員及びその近親者との取引はありません。

(単位：円)

科目	計算書類 に計上さ れた金額	内役員及び 近親者との 取引
(活動計算書)		
活動計算書計 (貸借対照表)		
貸借対照表計		

7 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 2011年度およびそれ以前に制作（印刷製本）した刊行物（ブックレット）の在庫計上に際し、負債に刊行物在庫見返科目を設けて同額を明らかにし、以後在庫とともに取り崩すこととした。
- ・ 2011年度以前の支出による敷金の固定資産計上に際し、負債に敷金見返科目を設けて同額を計上し、敷金の返還を受けたときはこれをその他収益に処理することとした。
- ・ 2014年度に寄付として受け入れた貯蔵品（切手）在庫計上に際し、負債に貯蔵品見返科目を設けて同額を明らかにし、以後在庫とともに取り崩すこととした。
- ・ 家賃について、事業費と管理費の按分割合を2：1とした。
- ・ 光熱水費等については少額でもあるので、管理費より支出した。

2015年度 貸借対照表(案)

2016年3月31日現在

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,178,509		
刊行物在庫	917,871		ブックレット
貯蔵品	246		切手
未収金	1,890		ブックレット代金
流動資産合計		2,098,516	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
土地	0		
建物	0		
車両運搬具	0		
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金	30,000		
投資その他の資産計	30,000		
固定資産合計		30,000	
資産合計			2,128,516
II 負債の部			
1 流動負債			
未払法人税等	77,400		
前受会費	32,000		
刊行物在庫見返	315,722		
貯蔵品見返	246		
流動負債合計		425,368	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
敷金見返	30,000		
固定負債合計		30,000	
負債合計			455,368
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,600,036	
当期正味財産増減額		73,112	
正味財産合計			1,673,148
負債及び正味財産合計			2,128,516

第三号議案 2016年度事業計画決定について

基本方針

多摩デポは、多摩地域での「共同保存図書館」の実現をめざしている。リアルな保存図書館は動き出せずにいるが、準備作業としてバーチャル共同保存図書館構想を提起した。これについては、(株)カーリルと進めた共同研究によって実用化の目途がついてきた。ISBN が付与された資料に対しては、多摩地域の公立図書館の所蔵館、所蔵冊数をより手早く確認できるシステムが提案できるようになった。今後、システムに関連する問題点を整理・解消し、各図書館が自治体内で最後の一冊を除籍する際には、このシステムを使って多摩地域内の所蔵状況を調べ、希少なタイトルは残そうとする共同行動がさらに普及することを図りたい。

現状のシステムは ISBN が付与された資料に限られるので、次には ISBN が付いていない資料の同定の仕組みの研究に進んで行く。当面は、ISBN が付与されていない資料は人力による検索作業に頼らざるを得ない。資料の確認作業に援助が必要な図書館については、多摩デポは依頼に応え、除籍予定資料の横断検索作業を引き続き請け負っていく。

東京都市町村立図書館協議会の「多摩地域における共同利用図書館検討プロジェクト」は、2年半にわたった検討の上で、「多摩地域内で最後の2冊以下になった資料は、相互協力による資料提供のため保存しておくこと」を提案し昨年秋に終了した。私たちの開発したシステムは、その提案を各図書館が実行していくために役立つと信じている。2016年度は、その普及、改良の年としていく。

新東京都立多摩図書館は、2016年8月末竣工、2017年1月に開館の予定といわれ建設工事が続いている。その閉架書庫スペースの運用計画は未だに不詳だが、都立図書館蔵書の書庫に留まらず、多摩地域の50年に及ぶ市町村立図書館の活動で蓄積された希少な図書館蔵書も各館で保存できなければここに収納され、相互貸借の原資として生かし続けられるよう、東京都市町村立図書館長協議会と共に要望を続けていく。

出版不況が続く中、近年では出版社・書店と図書館の関係がねじれた話題になることがある。いわゆるTUTAYA図書館の話題もあった。「紙の本」と電子書籍の関係をめぐる議論も続いている。多摩デポは、図書館における「本の保存」の最大限の必要性を訴えてきた。「本」とその活用の可能性をさらに考え、資料の提供を長く保障する図書館の充実の大事さを伝えていきたい。そのための取り組みも「多摩デポ講座」などで行っていく。

また、多摩デポ会員には、図書館員OBやOG、市民文化運動などのベテランもいる。貴重な人材も多いので、そうした経験や活動を伝え学ぶ、「多摩デポ講座」より小ぢんまりした催し物にも手を付けていきたい。

1 資料・情報の収集・整理、保存、提供事業

(1) 共同保存図書館の準備作業

バーチャル共同保存図書館については、(株)カーリルとの共同研究で作成したシステムの多摩地域での普及に努め、各図書館の現有書庫スペースのままで可能な限り確実に希少なタイトルを共同保存していく実態を、まずは創り出していきたい。多摩デポの検索システムを活用すれば、各図書館でのISBN付き資料の確認作業の負担は相当に軽減される。一方でISBNが付与されていない資料は、今後も人力による検索が必要である。そのための効率的な検索方法については、多摩デポはこれまで培ったノウハ

ウを各館に伝えていく。確認作業に援助が必要な図書館には、多摩デポは、協力メンバーを募り育成しつつ、横断検索作業を引き続き請け負っていく。並行して、ISBN が付与されていない資料の同定識別システムの可能性について、(株) カーリルと共同研究を進めていく。

同時に、都立多摩図書館で具体的に共同保存を行うノウハウについても、検討を始めていく。

(2) 図書館資料の里親探し

(株) カーリルとの共同研究で作成したシステムの運用が始まれば、各館の除籍候補資料の一部を把握できる可能性がある。資料を有効活用したいと考える図書館に働きかけ、除籍決定後リサイクルを保留してもらえる場合、里親探しの実施を行うような、これまでの形態と違う形での事業展開を模索する。

2 情報・読書・図書館に関する講座・講演会の企画運営事業

(1) 総会記念講演会の開催

日時：5月29日(日) 会場：国分寺労政会館 午後3時20分～4時40分

演題：「県立と市町立図書館の協力による共同保存図書館の実践－滋賀県の場合－」

講師：國松完二氏(滋賀県立図書館長)

カーリルと開発した「多摩地域蔵書確認システム(仮称)」が普及すれば、除籍作業の際に、残すべきタイトルの確認は以前よりずっと容易になることが考えられる。しかし各館の現有スペースのままの保存だけでは限界があり、次にはリアルな共同保存書庫の実現を検討せねばならない。

滋賀県では、県内の図書館新設と同時に、市町立図書館で除籍する県立未所蔵の資料は県立図書館に移管する共同保存が進んできた。「滋賀はかつての都立多摩と多摩市町村の実践に刺激を得て始めた」とも言われる國松完二氏の講演を聞き、今後にするべき広域行政的な連携の動きを考える。

(2) 多摩デポ講座

見学会を含めた多摩デポ講座を3回行う。

(3) 東京都多摩地域公立図書館大会への協力・参加

毎年行われる東京都多摩地域公立図書館大会に協力・参加する。

(4) 図書館関係団体の集会等への参加

全国の図書館関係者に共同保存の取組を伝え広げる機会として、多摩デポのテーマと合致する集会、イベント等があれば積極的に参加する。

3 図書館業務にかかわる調査研究事業

(1) 東京都立多摩図書館に関する分析・研究・提言

新都立多摩図書館の建設が2016年8月末の竣工予定で進行中である。特に、図書館事業の長年の成果である現物資料を保存・提供していける285万冊収蔵の書庫の運用が重要である。いよいよ竣工から開館に向かう大詰めの年度を迎え、都立図書館が広域図書館行政としてどのような運用を図るのか、共同保存書庫として運用できる条件は何か、都立図書館および市町村立図書館長協議会と意見交換を行ないながら、可能性を探っていく。

(2) 東京都市町村立図書館長協議会への研究協力

東京都市町村立図書館長協議会が昨年度にまとめた「多摩地域における共同利用図書館検討プロジェクト報告」の中で示された「実務担当者の会議」の組織化が実現した場合は、その組織との連携を図り、具体的な調査・研究に協力する。

バーチャル共同保存図書館実現のため、(株)カーリルとの共同研究で作成したシステムを実際に複数の自治体でモデル実験として行ない検証し、実施・普及を図る。除籍の際の多摩地域自治体の確実な所蔵状況確認やその業務量の軽減を目途とし、実施する自治体との連絡調整をすすめていく。

4 印刷物の発行等による普及啓発事業

(1) 機関紙およびパンフレットの発行

『多摩デポ通信』の年4回の発行を行う。同時に、現在ホームページ上で公開している、同『通信』の記事索引の更新・公開を継続する。

(2) 共同保存図書館事業にかかわる刊行物の発行

懸案であった、2012年度通常総会パネルディスカッション「多摩の共同保存のいままでとこれから」の記録と資料集の編集を終え、通常総会に合わせ刊行する。

『多摩デポブックレット』は1回の発行を予定する。

(3) ホームページの維持

協力者の発掘、運営体制の強化を図る。

最新情報の提供に努めるとともに、分かりやすいサイト設計への再検討やデータ遡及入力を実施する。

5 メーリングリストの活用

従来からの事務局から会員への情報周知の方法として活用する。一方、メーリングリストは会員各自にメール配信される点で、『多摩デポ通信』、HP等と違い、双方向性が特徴である。事務局からの発信だけでなく、会員相互の情報提供・交換の場となれることをPRする。

6 会員の拡大

さまざまな場面で多摩デポのPRを行い、会員の拡大を図る。

7 東日本大震災被災図書館への支援活動

東日本大震災被災図書館の蔵書の再構築や「利用のための保存」の取組みに多摩デポのノウハウが役立つケースについて、支援の求めに応じて協力や支援を行う。

福島県の避難指示区域内で避難中の自治体図書館については、具体的な再建の見通しが報じられていないが、引き続き情報収集を行い状況把握に努める。

第四号議案 2016年度活動予算決定について

書式第9号(法第10条・第25条関係)

2016年度 活動予算書(案)

2016年4月1日から2017年3月31日まで

特定非営利活動法人 共同保存図書館・多摩

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	500,000		5000×100
賛助会員受取会費	100,000	600,000	2000×50口
2 受取寄附金			
受取寄附金	250,000	250,000	
3 事業収入			
(1)情報・読書・出版・図書館に関する講座 ・講演会の企画・運営事業収益	45,000		500円×70名×1回 500円×20名×1回
(2)印刷物の発行等による普及啓発事業収益	180,000	225,000	
4 受取利息	300	300	
経常収益計			1,075,300
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	80,000		70人規模
印刷製本費	20,000		資料集
ブックレット印刷製本費	170,000		1種
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	70,000		
消耗品費	10,000		
地代家賃	240,000		
租税公課	0		
支払手数料	1,000		
雑費	5,000		
その他経費計	656,000		
事業費計		656,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
印刷製本費	3,000		
会議費	25,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	70,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	40,000		
地代家賃	120,000		
租税公課	0		
研修費	2,000		
支払手数料	10,000		
雑費	2,000		
その他経費計	312,000		
管理費計		312,000	
経常費用計			968,000
当期経常増減額			107,300
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額			107,300
法人税・住民税及び事業税			80,000
当期正味財産増減額			27,300
前期繰越正味財産額			1,673,148
次期繰越正味財産額			1,700,448

事業別内訳

(1) 資料・情報の収集・整理、保存、提供事業	20,000	
(2) 講座・講演会の企画・運営事業	110,000	
(3) 図書館業務に関わる調査研究事業	6,000	
(4) 印刷物の発行等による普及啓発事業	100,000	
(4-2) ブックレットの発行	180,000	ブックレット1種
(5) 事務所賃貸料	240,000	
	656,000	

第五号議案 特定非営利活動促進法の改正等に伴う定款の変更について

特定非営利活動促進法（NPO法）の改正（平成24年4月施行）等により、定款変更が必要となった。定款変更を下記のとおり提案する。

定款変更新旧対照表

新	旧
<p>【削除】</p> <p>(以下、条ずれ)</p> <p>(名誉会長及び顧問)</p> <p>第19条 法上の役員その他に、本法人に名誉会長及び顧問をおくことができる。</p> <p>2 名誉会長及び顧問は、学識経験者または本法人に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応じ、本法人の各種会議等に出席して、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</p> <p>4 名誉会長及び顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。ただし、再任はこれを妨げない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(4) 事業計画及び<u>予算</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>決算</u></p> <p>(総会の開催)</p> <p>第23条 通常総会は、毎年度1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議決)</p> <p>第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p>	<p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。</p> <p>(名誉会長および顧問)</p> <p>第20条 法上の役員その他に、本法人に名誉会長および顧問をおくことができる。</p> <p>2 名誉会長および顧問は、学識経験者または本法人に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3 名誉会長および顧問は、理事長の諮問に応じ、本法人の各種会議等に出席して、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</p> <p>4 名誉会長および顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。ただし、再任はこれを妨げない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(総会の開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年度1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議決)</p> <p>第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p>

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(事業計画及び予算)

第45条この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【削除】

(以下、条ずれ)

(事業報告及び決算)

第48条この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

附則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は、平成28年〇月〇日から施行する。

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(事業計画及び予算)

第46条この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第50条この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

附則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
2016年度通常総会議案書

2016年5月29日

発行：特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

連絡先：〒182-0011 調布市深大寺北町1-31-18

E-mail : depo_tama@yahoo.co.jp

HP : <http://www.tamadepo.org/>